

山梨県公報

第千四百二十八号

平成十五年

十一月六日

木曜日

目次

土地改良区の定款の一部変更の認可	六九五
道路の区域変更(二件)	六九五
道路の供用開始	六九六
建築協定の認可	六九六
収納代理金融機関の指定の廃止	六九六
公告	六九六
大規模小売店舗の名称の変更の届出	六九六
争議行為予告通知の受理	六九六
開発行為に関する工事の完了について	六九七
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)	六九七
教育委員会	六九七
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令	六九八
公安委員会	六九八
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正	六九八
遊技機の型式の検定	六九九

告示

山梨県告示第五百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十五年十月二十九日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
南巨摩郡早川町大字奈良田字緑真黒一〇六三番の一地先から 南巨摩郡早川町大字奈良田字中塚八七番地 先まで		四・八	五・〇	三七・六	一一〇・〇
		七・三			

山梨県告示第五百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の一三九地先から 北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の一三九〇地先まで		一九・〇	九・〇	二五・〇	七四五・三
		三三・〇			

山梨県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三七号	東八代郡御坂町大字上黒駒字西馬鞭三五七番の一地先から東八代郡御坂町大字上黒駒字西馬鞭三五四八番の一地先まで	一一五・〇	平成十五年十一月十日

山梨県告示第五百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により、山梨県住宅供給公社理事長宮沢通雄から申請のあった双葉・響が丘（第三期）建築協定（建築協定認可第十八号）を認可した。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五百四十二号

収納代理金融機関の指定（平成十二年山梨県告示第三百八十七号）は、廃止する。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

公 告

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六

年三月六日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本六夫	大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フレスポ甲府東
(二)(-) 所在地 甲府市和戸町字奈良原八百十四番一
- 2 変更した事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	クレッセ甲府東	フレスポ甲府東

3 変更の年月日

平成十五年十月三日

三 届出年月日

平成十五年十月三日

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十五年十月二十七日付けで通知があった。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 賃金引上げ・改善の早期確定。生活を守る年末一時金の獲得、査定減額反対。
- 2 労基法違反一掃、不払い時間外労働賃金改善。職場要求にもとづく大幅増員の实

現。

3 病棟ごとの必要人員を明記した「三人以上・月六日以内」夜勤協定締結。

4 増員・時短・連休を原則とする完全週休二日制の即時実施。母性保護諸権利の拡充。

5 人減らし「合理化」業務委託反対、医療業務の直営原則厳守。

二 日時

平成十五年十一月七日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十九号 共立歯科センター

中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十九号 甲府駅前共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立在宅介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらくさ

甲府市宝一丁目五番十号 訪問看護ステーションすずかけ

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の一 東八訪問看護ステーションほほえみ

中巨摩郡敷島町中下条九百二十番地の一 敷島訪問看護ステーションやすらぎ

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたん

ぼほ

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

以上の病院、診療所等をとりにくく地域と病院、診療所等の構内及び全職場、または

一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

但し、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町若宮四二の一、四二の二、四二の三及び四二の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝公園四丁目一番四号 株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 山口俊郎

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東八代郡石和町大字四日市場字紙屋町一六五二の一、一六五二の二、一六五二の三、一六六六、一六六七、一六七五の一部、一六七六の一部、一六八一の一、一六八一の二並びに字矢蔵下町一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七七の一部、一六七八の一部、一六七九の一部及び一六八〇の一の一部

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び石和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東八代郡石和町広瀬八十四番地一 志村忠良

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十五年十一月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 大月市七保町葛野字大境一、三、四、五、八の一、一四の三及び一四の四並びに字中原一九七の一、二〇九の二、二一〇及び二一七の三並びに字山王沢二二二の一、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九及び二三三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局大月建設部及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北都留郡上野原町松留四百六十五番地三 株式会社公正屋 代表取締役 井上公正

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十五年十一月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 東八代郡境川村小黒坂字山田一〇八一の一、一〇八一の五四、一〇九三の一、一〇九三の六、一〇九三の七、一〇九三の八、一〇九六の一、一〇九六の二、一〇九六の三、一〇九七の一、一〇九七の七、一〇九七の八、一〇九七の九、一〇九七の二〇、一〇九七の二一、一〇九九の一、一〇九九の二、一一〇〇の一、一一〇〇の三、一一〇〇の六、一一〇〇の七、一一〇〇の八、一一〇〇の九、一一〇〇の一〇及び一一〇〇の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び境川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東八代郡石和町市部七百六十九番地三 菊嶋一良
 甲府市大里町三十六番地十六 立川正美

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第六号

庁中一般
 県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十五年十一月六日

山梨県教育委員会
 委員長 志 村 洸

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
 山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。
 第十八条第三項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

附 則
 この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十八号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定平成十六年山梨県公安委員会告示第二十七号の一部を次のように改正し、平成十五年十一月十五日から施行する。

平成十五年十一月六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

「、同郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村」を削り、「同郡鳴沢村」の下に「、同郡富士河口湖町」を加える。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百三十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年十一月五日までとする。

平成十五年十一月六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ホクトノケン	サミー株式会社	三四〇六三五
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR少林麻雀SA	株式会社ニユーギン	三〇〇七三三
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司	ぱちんこ遊技機 第一種特別電動役物	CR少林麻雀MA	株式会社ニユーギン	三〇〇六五四

愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地

規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物

株式会社ニユーギン 代表取締役
新井悠司
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地

ぱちんこ遊技機
規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物

株式会社エイベックス 代表取締役
望月光三
東京都台東区上野七丁目六番五号

シマンチユ30
株式会社エイベックス

山佐株式会社 代表取締役
佐野慎一
岡山県新見市高尾三六二番地の一

キングパルサーエース
山佐株式会社

山佐株式会社 代表取締役
佐野慎一
岡山県新見市高尾三六二番地の一

トウエンティーセブンR
山佐株式会社

山佐株式会社 代表取締役
佐野慎一
岡山県新見市高尾三六二番地の一

ウミニパ
山佐株式会社

株式会社平和 代表取締役
中島潤
群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八

CRゴルゴ13X
株式会社平和

第一種特別電動役物

三〇〇七六六

株式会社三共 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRゴル ゴ13Y J2	株式会社 平和	三〇〇七六九
株式会社三共 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRゴル ゴ13X K2	株式会社 平和	三〇〇七七四
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRフイ Iパーク リムソ ファイ AK X	株式会社 三共	三〇〇七五〇
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	フイ Iパーク リムソ ファイ AD X	株式会社 三共	三〇〇七六一
豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR武王 伝説T	豊丸産業 株式会社	三〇〇七一七
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求	ばちんこ遊技機	CR大工 の源さん	株式会社 三洋物産	二〇〇九一五

愛知県名古屋千種区今池三丁目九番二二号	規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	M3		
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋千種区今池三丁目九番二二号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR大工 の源さん L52	株式会社 三洋物産	三〇〇四三八
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋千種区今池三丁目九番二二号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR大工 の源さん M56	株式会社 三洋物産	三〇〇四四六